

平成25年第4回安城市議会定例会請願文書表

平成25年12月2日

番 号	請 願 第 1 号	受理年月日	平成25年11月14日
件 名	安城市自治基本条例の廃止を求める請願		
提 出 者	林 大二郎		
紹介議員	白 山 松 美		
付託委員会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p>請 願 の 趣 旨</p> <p>安城市自治基本条例においては、(条例の位置付け)としてその第2条において、「この条例は、市の最高規範」であるとし、「他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ります。」と定めています。</p> <p>日本国憲法第94条において、地方公共団体(地方自治体)は、「法律の範囲内で条例を制定することができる。」とされており、地方自治法第14条においても、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができることと定められています。従って、地方自治体は、これらの憲法及び地方自治法における規定から逸脱する条例を制定することはできません。</p> <p>しかしながら、安城市自治基本条例においては、先述のように、国の法律・法令に何ら違反していない条例や規則・規程であっても、「この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ります。」として、他の条例や規則・規程に対して国法にはない拘束・制限を加えることを認めており、このような条例が「市の最高規範」として存在することは、憲法と地方自治法の定める地方自治体の条例制定権の範疇を完全に逸脱しており、明確な憲法違反、地方自治法違反であるといえます。</p> <p>また、この安城市自治基本条例第2条には、いわゆる主語が無く、「他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図る」のが「誰」なのかが不明です。当該条例第2条において行為者が「誰」であるかが明確でないということは、「(当該条例第3条に定めるうちの)誰であっても、他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用ができる」とすら解釈できるのであって、これでは、憲法と地方自治法の定める地方自治体の条例制定権の拡大解釈どころか、それが地方自治体だけが認められた権利であることすら否定されてしまいます。</p> <p>このように、安城市自治基本条例は、(条例の位置付け)そのものが安城市による憲法違反・地方自治法違反に該当するものであり、これを最高規範にいただく行為者が誰であるかも不明である上に、条例の制定権や運用権が地方自治体固有の権利であることまでもが否定されており、条例としての正当性が全く認められません。</p>		

要

また、安城市自治基本条例には、「市の最高規範」として他の条例や規則・規程に対して強制力を有するという上述の規定に加えて、当該条例の第3条及び第17条に規定される「市民参加」や「住民投票」の如く、当該条例に規定する市民（市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者であり、法人その他の団体を含む）が直接的に市の政策に関与できるという規定があります。

これらの規定は、市長や市議会の権限の相対化（縮小・無効化）ないしは否定を意味するものであります。安城市自治基本条例に定められているこれらの「市民」の直接的な市政への参加に関する規定は、特に、市政に対する有権者の意見を間接的に反映する市議会の役割の無効化・形骸化を招き、安城市の参政権を有する私たち有権者の権利を著しく侵害するものであります。

以上のように、安城市自治基本条例は、その存在そのものが安城市による憲法違反・地方自治法違反の違法条例であり、かつ、市政の運営に本来最も関係の深い、安城市に住所を有する日本国民の権利を著しく侵害する人権侵害条例でありますので、当該条例の廃止及び当該条例の制定に関連して制定・改廃された条例、規則その他の規程の廃止・復元を求めます。

旨

請 願 事 項

- 1 安城市自治基本条例の廃止を求めます。
- 2 安城市自治基本条例の制定に関連して新たに制定・改廃された条例、規則その他の規程の廃止・復元を求めます。